

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第2回津有区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域活動支援事業について（公開）

① 審査・採択すべき事業の決定等

(2) その他（公開）

① 追加募集について

3 開催日時

令和2年6月29日（月）午後6時30分から午後7時25分まで

4 開催場所

ファームセンター 第1・第2会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：猪俣敦子、大滝英夫、千代金治、相馬祐一、田中博三（副会長）、中島 功、
藤井 修、藤本孝昭（会長）、古川勝夫、古川 仁（欠席2名）

・事務局：中部まちづくりセンター 本間センター長、藤井係長、山崎主事

8 発言の内容（要旨）

【山崎主事】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、成立を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【藤本会長】

- ・会議録の確認者：大滝委員

次第 2 議題「(1) 地域活動支援事業について」の「①審査・採択すべき事業の決定等」に入る。

委員が採点した結果を事務局にて資料 1 と資料 2 にまとめた。本日は採点結果を基に、津有区の採択すべき事業と補助額の決定を行う。事務局に採点結果についての説明を求める。

【山崎主事】

- ・資料 1、資料 2、参考資料③に基づき説明

【藤本会長】

- ・今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

では津有区の「採択すべき事業」と「補助額」について審議し、決定していく。最初に「不採択とすべき事業」について審議する。審査方法の基準では、不採択となる事業、評価の低い事業はなかったが、基本審査判定で 1 人の委員より不適合と評価されている事業がある。「不採択とすべき事業」について意見のある委員は、不採択とすべき理由と合わせて発言願う。

(発言なし)

【古川 仁委員】

地域活動支援事業は過去何年継続しているか分からないが、地域協議会で採択しな
いとすることはあるのか。

【藤本会長】

確認である。過去の例として、提案されたが地域協議会で不採択とした事業がある
かという質問でよいか。事務局に回答を求める。

【本間センター長】

地域活動支援事業は平成 22 年度から開始した。過去には、提案があったが協議会で
不採択とした事業はいくつかある。

【藤本会長】

過去には不採択とした事業があるとの回答である。

ほかに意見がないため採決を取る。すべての提案事業を採択することに賛成の委員
は挙手願う。

(全員挙手)

採決の結果、すべての事業を採択することに決定した。

次に、採択する事業の補助額の決定を行う。現在、津有区の配分額に対し補助希望額が下回っているため、全ての事業を提案どおり採択することが可能である。しかし、津有区地域協議会として、地域活動支援事業で支援することが不相当とする費用について意見のある委員は理由も合わせて発言願う。

【大滝委員】

津-6 についてである。卓球ラケットを購入予定としているが、おそらくほとんどの会員は個人で所有しているはずである。予備として備えておき、子どもたちも使えるようにという意味合いなのか。あるいはシルバー卓球クラブの会員のみが使用する想定なのか質問したい。

【藤本会長】

ヒアリングはすでに終了しているため、今の質問に対する回答者はいない。

【田中副会長】

参考意見として発言する。自分は最近ゲートボールを始めたのだが、入会時にはまだ自分の用具を持っていないため、予備のものを使わせてもらったことがある。また、個人で所有している用具が試合等で破損した場合に、予備のものを使うことも考えられる。

【藤本会長】

田中副会長の意見について取り上げる前に、大滝委員の発言に関して、採択の段階で提案に対して疑問が出た場合の取扱いについて事務局から補足願う。

【本間センター長】

すでに書面での質問・回答が終了しているため、この段階で改めて提案者へ質問することは考えていない。

【藤本会長】

採択の段階で疑問が出ても改めて質問することはできないため、この場で推測するしかないということである。

では、今ほどの大滝委員の発言に対する田中副会長の意見についてである。入会当初はマイラケット等を持っていないことが考えられるため、予備として必要なのではないかという意見であった。このことについてほかに意見はあるか。

【千代委員】

本日は採択の場であるため、提案者への質問はできないが、本来は採択の前に提案者と対面してのヒアリングを行うところであった。

資料 2 には、採点票の特記事項に記入したコメントが記載されているが、このような意見等についても、本来は提案者と直接会って話すべきだと思っている。提案書を見ただけでは要求金額等が妥当なものかどうか分からないため、提案者から直接話を聞くべきであった。今年度はコロナウイルスの関係で津有区においては実施しないとしたので、仕方がないと思っている。

【藤本会長】

内容についてではなく、採択決定までの手順についての意見ということでよいか。

【千代委員】

今年度は仕方がないが、審査が初めてであるため分からないことが多かった。

【藤本会長】

今年度の審査方法については、前回の協議会で決定して進めているため、今からはどうにも出来ないが、やはり提案者と対面してのヒアリングを行うべきだったという進め方への意見である。このことについて本日議論することはできないが、貴重な意見として受け止めたい。

では話を戻す。卓球のラケットは個人で所有しているのではないかとの意見に対して、推測ではあるが、初任者がマイラケットを所有するまでの間や、破損した場合の予備として必要ではないかとの意見があった。このことについて意見はあるか。

(発言なし)

では、先ほど資料 2 の特記事項についての話が出たが、この意見等を参考に、この後減額すべき事業や附帯意見の有無について議論したいと思っている。

まず、附帯意見を付けた場合の事業の取り扱い等について理解したうえで議論を進めるべきであるため、事務局から附帯意見について説明願う。

【山崎主事】

附帯意見は採択の条件であり、強制力を持つものである。地域協議会で決定した附帯意見をクリアできない場合には、補助金は交付できない。

【藤本会長】

附帯意見には強制力がある。例えば、資料 2 に「AED は市が設置すべき」という意見が記載されているが、これを附帯意見として取り上げた場合、この事業では AED は

購入できなくなるということである。同様に、資料 2 の「中村公園のコンクリートの改修は市が行うべき」という意見が附帯意見になれば、コンクリートの改修はできなくなる。従って、そのような附帯意見を付けた場合、それに係る事業費が減額になるということである。以上のことを理解して審議を進めなければならない。

【千代委員】

特記事項に記入した意見が減額の対象になるとは思わなかった。あくまで参考意見として自分が記入したものである。まず AED についてである。公共の施設に対しては市が設置するべきではないかという意見である。AED を設置すること自体については賛成であるが、本来は市がやるべきことであると思う。あくまで自分の考えであって、減額の対象にしてほしいということではない。中村公園のコンクリート塀についても同様である。市の敷地のコンクリート塀の工事は、市でやるべきではないかと思い、参考として記入した。最後に津-2 についてである。自分はゲートボール場の前をよく通るが、降雨時等の避難場所がないため、必要ではないかと思い提案した。確かにカーポートのようなものはあるが、避難場所にはならないと思う。事業実施に際して必要であれば来年度以降申請してみてもどうかと思い記入した。ただ、これが減額の対象になるとは知らされていなかったため、あくまで参考意見である。私の考えとしては、「市でやるべき」という意見に対しての市の考えを聞かせてほしいと思っている。そのようにすると我々も判断がしやすい。見積金額等についても我々だけでは分からないことが多いため提案者に聞きたいところがあった。今回はそれができないため残念だ。資料 2 の特記事項については私が記入したものだが、あくまで参考意見であって減額対象にしてほしいという意味で書いたのではない。もし減額するとした場合、AED 等は市が設置しなければならないはずである。

【藤本会長】

今ほどの発言は、特記事項に記入した内容の説明であると理解してよいか。

資料 2 の特記事項に記載されている内容を附帯意見として取り上げた場合、減額になるということであって、実際に附帯意見とするかどうかはこのあと協議で決めることである。あくまで例として挙げたものである。今は減額するか否かを議論しているのではなく、附帯意見と補助額の減額の関係について確認したものである。

【千代委員】

特記事項について事前に説明するべきだったのではないか。

【藤本会長】

改めて確認する。前回の協議会で事務局から、意見ではなく質問を書くように指示があった。資料 2 の特記事項は採点票に委員が記入したものをまとめたものである。採点票の前に提出した質問票には、意見は書いていないはずである。質問票では、委員からの質問を提案者へ投げかけ、それに対しての提案者からの回答が参考資料①に記載されている。もう 1 度確認する。第 1 回の協議会で事務局から質問票が配布され、提出するように指示があった。その質問票には質問事項のみを記入し、意見は記入してはならないことになっていた。その後事務局が、委員から提出された質問を整理し、提案団体へ回答を依頼した。その回答をまとめた参考資料①や、市の関係課へ照会を行った結果をまとめた参考資料②等が送付され、委員は採点票に採点を行った。その採点票の一番下に特記事項の欄があり、その欄に書かれた意見をまとめたものが資料 2 である。そのため、資料 2 の内容は、書面でのヒアリング後に書かれたものであり、この内容を参考に本日の協議会で議論をするのである。資料 2 に記載されている意見を附帯意見とした場合の取扱いを理解した上で我々は協議しなければならない。減額をする場合には、提案団体に対して、相手が理解できる説明が必要である。また、附帯意見は強制力を持つものであるため、例として資料 2 の意見を取り上げたのである。今ほど千代委員から、特記事項に記載した内容についての説明と、進め方への意見があったが、内容は十分に理解した。今年度はすでに済んでいることであるため、来年度以降の参考にしたい。

話を戻すが、例えば、「AED は市が設置すべき」との附帯意見を付けた場合、AED の購入費等は減額になる。同様に、「中村公園のコンクリート塀の改修は市が行うべき」との附帯意見を付けた場合、採択額はその分減額になる。あくまで附帯意見とするかどうかは委員間の協議で決めることである。先ほど、卓球ラケットについて減額の意見もあったが、やはり必要ではないかということで意見がまとまった。従って、減額や附帯意見について何か意見があれば発言願う。資料 2 の意見については、千代委員の発言のとおり、参考意見であるため取り上げなくてよいのか、あるいは他の委員から市がやるべきという意見があれば取り上げるべきであるとも思う。

【千代委員】

あくまでも私見で参考意見として記入したものであり、減額の対象にしてほしいとは考えていない。

【藤本会長】

減額対象とする事業についてほかに意見はあるか。

(発言なし)

議論が回ってしまっただが、非常に大事な部分であると思う。我々の決定の影響についてお互い理解した上で決議すべきということの確認ができたのではないかと思っている。

では、減額の意見が無いようなので採決を取る。すべての提案事業を申請額どおり採択することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

採決の結果、すべての事業を申請額どおり採択することに決定した。

ただし先ほどの意見のとおり、来年度以降は審査の手順や内容を理解した上で審査を進める必要があることを確認しておく。

それでは、これまでの採択すべき事業と補助額の決定内容について、確認のために事務局から読み上げ願う。

【山崎主事】

- ・採択結果の読み上げ

【藤本会長】

最後に、附帯意見について審議する。採択すべきとした事業について、地域協議会からの附帯意見、つまり採択の条件を付けることができる。資料 2 の意見やこれまでの協議の内容を踏まえて、附帯意見が必要と思う事業について確認したい。その点について確認のために再度事務局から説明願う。

【山崎主事】

附帯意見は採択の条件であり、拘束力を持つものである。その条件を満たさないと補助金は交付されない。

【藤本会長】

事務局からの説明のとおり、強制力のある意見となることを踏まえて発言願う。

(発言なし)

意見が無いようなので、附帯意見はなしと決定する。

以上で次第 2 議題「(1) 地域活動支援事業について」「①審査・採択すべき事業の決定等」を終了する。

次に「(2) その他」「①追加募集について」に入る。事務局から説明願う。

【山崎主事】

本日の審議により、計 547 万 3 千円を採択することに決定した。津有区の配分額は 590 万円のため、42 万 7 千円が配分残額となる。地域活動支援事業は採択額が配分額に達しない場合に追加募集を行うことができるが、津有区では今年度の採択方針で「残額に関わらず追加募集は実施しない」としており、募集要項にも記載している。

- ・追加募集の制度を説明。

今年度の追加募集の実施の有無について確認願う。

【藤本会長】

事務局の説明のとおり、今年度の採択方針として追加募集は実施しないとしており、募集要項にもその旨が掲載されている。残額の 42 万 7 千円について、当初の決定どおり追加募集は実施しないとしてよいか。

(異議なしの声)

では、追加募集は実施しないことを確認した。

以上で「(2) その他」「①追加募集について」を終了する。

続いて、次回開催日の確認をする。

— 日程調整 —

- ・次回の協議会：7 月 27 日（月）午後 6 時 30 分から 津有地区公民館 大会議室
- ・内容：地域活動支援事業の審査の振り返り等について

会場についてである。新型コロナウイルスの影響で利用人数の制限があるため、ファームセンターでの会議の場合は本日のこの会場になる。座卓での会議は辛いとの意見もあったため、しばらくは津有地区公民館で開催することでよいか。

(よしの声)

ほかに何かあるか。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690（直通）

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。